



令和8年度

**スクルドエンジェル保育園
ひとつやま園
重要事項説明書**



◇児童憲章

- * 児童は、人として尊ばれる。
- * 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- * 児童は、よい環境のなかで育てられる。



◇児童福祉法（児童福祉法の理念）

- * すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- * すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。

◇保育所の目的

- * 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者の労働や病気などで保育を必要とする乳児、または就学までの幼児を保育することを目的としています。
- * 保育所に入った子どもたちは、一日の大半の時間をここで生活することとなります。ですから、保育所では一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら、子どもの生活である「遊び」を豊かに発展させることが保育の基本となります。

企業理念

◇「質の高い保育」を通して社会に貢献する

ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境でこども達を育みます。

保育理念

◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

保育目標

◇心身ともに健康な子

◇自分で考えて行動できる子

◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子

保育方針

◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。

◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。

◇さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。

◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

年齢別保育目標

- 0 歳児**・・・●落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- 個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
 - 保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味、関心をもてるようにする。
- 1 歳児**・・・●保育士に援助されながら、基本的な生活習慣の基礎が身に付く。
- 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
 - 探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、人や周りのものへの関心をもつ。
 - 感じたことや身の回りの様々な体験を保育士に伝えようとする。
- 2 歳児**・・・●保育士等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- 異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
 - 自分から体を動かすことを楽しむ。
 - 生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする。
- 3 歳児**・・・●衛生的で安全な環境の中で、心身共に健やかに生活し、身の回りのことが自分で行えるようになる。
- 主体的に行動することを認められ、伸び伸びと過ごす。
 - 保育士等や友達、異年齢の子どもたちとの触れ合いを通して、人との関わりやコミュニケーション力を身に付ける。
 - 文字や数、社会事象や自然に触れ興味を持つ。
- 4 歳児**・・・●保育士等や友達との関わりを深め、友達の気持ちにも気付き、集団で行動できるようになる。
- 様々なものに関わり、発見や工夫を楽しむ。
 - 友達と一緒に過ごすことを楽しみながら、生活や遊びの中で自己発揮できるようになる。
 - 集団的、協同的遊びを通し、同じ目的に向け協力し合う力を養う。
- 5 歳児**・・・●集団生活の中で意欲的に活動し、仲間との関わりを通して生きる力の基礎を培う。
- 主体的な活動を通して、疑問や発見などによる事物への関心を深める。
 - 身の回りの事象に触れ、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
 - 自己肯定感が育ち、自分だけでなく周りの人を尊重できるようになる。

1・施設運営主体

名 称	SOU キッズケア株式会社
所 在 地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルヂング 4F-A
電 話 番 号	03-6875-9650
代 表 者 氏 名	長澤 宏昭

2・利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所													
施 設 の 名 称	スクルドエンジェル保育園ひとつやま園													
施 設 の 所 在 地	〒468-0033 愛知県名古屋市天白区一つ山 1-55-1													
連 絡 先	電 話 番 号 052-715-8871 ファックス 052-715-8872													
管 理 者	園長 吉田 てるみ													
利 用 定 員	(1) 利用定員 73 人 <table><tr><td colspan="2">子 ど も の 区 分</td><td>定 員</td></tr><tr><td colspan="2">2 号 認 定 子 ど も</td><td>42 人</td></tr><tr><td rowspan="2">3 号 認 定 子 ども</td><td>1 歳 児 以 上</td><td>25 人</td></tr><tr><td>0 歳 児</td><td>6 人</td></tr></table> (2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			子 ど も の 区 分		定 員	2 号 認 定 子 ど も		42 人	3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	25 人	0 歳 児	6 人
子 ど も の 区 分		定 員												
2 号 認 定 子 ど も		42 人												
3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	25 人												
	0 歳 児	6 人												
認 可 年 月 日	平成29年3月31日													
施設の概要と図面	(1) 保育室ごとの面積（有効面積） 0 歳児 23.19 m²、 1.2 歳児 62.94 m²、 3 歳児 41.58 m²、 4.5 歳児 41.58 m² (2) 保育園全体の面積（延床面積）263.34 m² (3) 敷地面積 552.99 m² (4) 屋外遊戯場 120 m² (5) 建物の構造 木造 2 階建て													
保 險 に つ い て	損害保険ジャパン株式会社 生産物責任賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限） 施設賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限）													

3・施設の運営方針

スクルドエンジェル保育園ひとつやま園は、安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思っただけの保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。

- ☐ リトミック
- ☐ 幼児英語プログラム
- ☐ 幼児体育
- ☐ モンテッソーリを取り入れた遊び

スクルドエンジェル保育園ひとつやま園では、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子さまに合わせた質の高いプログラムを提供しています。

また、運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。

4・保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	－
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1 人	－
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	8 人	5 人
保育補助	保育士のサポートを行います。	－	1 人
栄養士	子どもの栄養指導等を行います。	2 人	－
調理員	給食の調理等を行います。	－	1 人
用務員	建物や備品の保安全管理、子ども達の登園見守りなどを行います。	－	1 人
小児科医	定期的に子どもの内科健診を行います。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科健診を行います。	嘱託	
備考			
1 保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況

対象年齢	クラス名	児童定員数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ組	6名	2名	
1歳児	うさぎ組	12名	2名	
2歳児	ぱんだ組	13名	3名	
3歳児	ぞう組	14名	1名	
4歳児	きりん組	14名	1名	
5歳児	らいおん組	14名	1名	
備考 1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時30分～18時30分までの範囲内
保育短時間	8時30分～16時30分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時30分～19時30分までの範囲内
保育短時間	7時30分～8時30分 16時30分以降

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。

(国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。)



6・提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

子どもたちが自ら楽しんで取り組むことができるような教育を導入しています。（別紙パンフレットを参照）

(2) 1日の流れ（日課表） 状況に応じてプログラムは変更します。※排泄はお子様に合わせて行います。

	平日	土曜日
7:30	登園 / 視診 / 室内あそび	登園 / 視診 / 室内あそび
8:30		異年齢交流保育
9:00		
9:30	主活動（幼児）	おやつ
11:00	給食（乳児）	異年齢交流保育
11:30	給食（幼児）	給食
12:30	お昼寝（乳児）	お昼寝
13:00	お昼寝（3歳児）	
13:00	戸外または室内遊び（4、5歳児）	
14:20	目覚め	
14:40	おやつ	目覚め
15:00	降園 / 夕刻保育 （戸外または室内あそび）	おやつ
15:30		降園 / 戸外または室内あそび
18:30		
19:30	保育終了	保育終了

※離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※3歳児は夏頃まで午睡します。

(3) 年間行事 (予定)

4月	入園式	10月	ハロウィン・芋ほり遠足 (幼児)
5月	内科健診・子どもの日・親子遠足	11月	内科健診・運動会
6月	歯科健診・保育参観	12月	クリスマス会
7月	プール開き・七夕会・夏まつり	1月	保育参観・新春おたのしみ会
8月		2月	節分会 (豆まき)
9月		3月	ひなまつり会・お別れ会・卒園式

* 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

* 季節ごとにクッキングを行っています。

(4) 給食について

ア 園児は保育園内での活動に対して、必要な栄養量を摂取しております。

(毎月献立表を配布しますので、ご家庭での食事の参考にしてください。)

イ 給食は月～土曜日まで提供します。

昼食 (主食+副食給食) と間食 (午後 1 回、0～2 歳は午前・午後各 1 回) を提供します。

ウ 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様はお知らせください。医師の診断、指導のもとに食事に対応を相談させていただきますので、保育園生活管理指導表が必要となります。

エ 宗教食について

一人一人違いますので、ご相談ください。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

イ その他の保育に係る行事等

(6) その他の事業の実施状況

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 地域子育て支援事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報提供等を行います。

イ おむつサブスク導入

ウ 使用済おむつは園で処理 ※無料

7・毎日持参していただくもの

★全ての持ち物には必ず見えるところに記名をお願いします。

乳児組（0.1.2 歳児）	
●エプロン	0 歳児・・・3 枚 1.2 歳児・・・2 枚
ハンドタオル（30 cm×30 cmくらい）にゴムを通して首にかけるようにする。ゴムの長さは首周りに合わせる。 （市販のものでも結構です。袖なしのものでお願いします。シリコンエプロンは×）	
●水筒	0 歳児・・・マグマグのようなもの 1.2 歳児・・・ストロー付き 2 歳児・・・1 月頃より肩ひも付きのもの

幼児組（3 歳児以上）	
●歯ブラシ、コップ、ひも付き巾着袋（歯ブラシ、コップを入れます）※3 歳児歯ブラシは 6 月から使用	
●水筒	
●出席ノート、お手紙バインダー	

8・週末に持ち帰るもの

★洗濯をして週初めにお持ちください。

全学年共通	
●お昼寝用タオルケット 1 枚、敷パット 1 枚（4.5 歳児は夏のみ）	
☆お昼寝布団について・・・お昼寝の布団一式は、専門の業者さんと提携をし、清潔な寝具を園でご用意しております。	
●カラー園帽子	
●布団袋（手さげ）	

9・ロッカーで保管するもの

乳幼児（0.1.2 歳児）	
●肌着（ロンパース、長袖は NG）・・・2～3 枚 ●Tシャツ（フードなし）・・・2～3 枚 ●ズボン・・・2～3 枚 ●靴下・・・2 足 ●紙パンツ・・・7 枚（腹面）に記名 ●おしりふき・・・1 個 ●取っ手付きビニール袋（43 cm×23 cm以上）・・・1 袋（一枚ずつ記名）汚れもの入れにも使用 ●ビニール袋（35 cm×25 cm位）・・・1 袋（うんち用）	
★毎日必ず確認して、補充を忘れないでください。	

(3 歳児)

- 肌着（長袖は NG）・・・1 枚
 - パンツ・・・1 枚
 - Tシャツ（フードなし）・・・1 枚
 - ズボン・・・1 枚
 - 靴下・・・1 足
 - 取っ手付きビニール袋（43 cm×23 cm以上）・・・1 袋（一枚ずつ記名）
- ※上記のものを**巾着袋**（子どもが出し入れしやすい大きさ）に入れてロッカーで保管します。
- ★使用した次の日には補充してください。

【通園児服装のお願い】

- ・上衣・防寒着はフードがないもの、自分で脱ぎ着しやすいものにしてください。
- ・体の大きさに合ったサイズ（肌着も）、汚れてもよいものでお願いいたします。

10・保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、名古屋市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法については、お住いの市役所の保育課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

※月末締め翌月 27 日に口座引き落としにて徴収いたします。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
共済費	スポーツ振興センターの保険料の保護者負担分	原則 240 円/年	入園時 進級時
主食費	3 歳以上児の主食費として	1,000 円/月	毎月
副食費	3 歳以上児の副食費として	4,500 円/月	毎月
カラー園児用帽子	1 歳児以上	2,850 円	入園時
お道具箱	パステル（クレヨン）、ねんど、ねんどケース、ねんどべら、のり、自由画帳	約 1,500 円	幼児進級時
卒園アルバム	下記（3）に記載	5,800 円	5 歳児クラス

※ その他、教材費等必要経費が発生することがあります。（主に幼児クラス）

※ 副食費の免除対象者（主食費のみ負担）などについては市の通知参照

イ 時間外保育にかかる保育料

費用	延長時間	区分
----	------	----

延長保育	飲食 物費	1 時間	1 8 : 3 0 分を過ぎた場合 1 回 50 円
	事業 の 運 営 費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月～ 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円
短 時 間 延 長	事業 の 運 営 費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月から 8 月にあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
		2 時間	当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
		3 時間	当該年度（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円

（３）卒園時の卒園アルバム作成にかかる費用（年長（５歳児クラス）のみ）（任意）

- ・小学校入学前の卒園の時に、全園児共通の「卒園アルバム」を作成します。それに関わる費用として、年間 5,800 円徴収させていただきます。
- ・実費徴収分と一緒に口座引き落としにてお支払い頂きます。途中退園の場合は、お支払い頂いた金額を返金し、アルバムの作成はしない事にします。

11・利用開始及び終了に関する事項

（１）保育の提供の開始

利用者の決定については市が行う利用調整による。

（２）保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ ２号認定子ども又は３号認定子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

（３）退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の 1 カ月前までに、園長へ報告し、市役所に退園届を提出するものとします。

12・緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	株式会社なごや産業医事務所
医 院 長 名	新井 孝典
所 在 地	〒454-0011 愛知県名古屋市中川区山王一丁目 7 番 24 号 山王ビル 3 階
電 話 番 号	050-3702-5951

イ 歯科医

医療機関の名称	にのみや歯科・矯正歯科
医 院 長 名	二宮 弘旭
所 在 地	〒468-0014 愛知県名古屋市中白区中平 4 丁目 1812
電 話 番 号	052-802-4181

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所 当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

緊急避難場所		指定避難場所	
名称	一つ山第一公園	名称	山根コミュニティセンター
園からの距離	50 メートル	園からの距離	1 キロ
所要時間	徒歩 1 分	所要時間	徒歩 15 分

ひとつやま園は耐震構造になっています。避難所に避難するより、園にとどまる方を優先するように消防署から指示されています。非常食も保存しているため、混雑する避難所よりも、園にとどまる避難方法を第一とします。

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

13・非常災害対策

(1) 警報の発令時の対応

暴風大雪警報発令時	・保育中・・・園長の判断によりお迎えをお願いします。 ・開園時間以外に発令 ・・・午前 6 時現在発令、登園見合わせてください。
警戒レベル 3 (高齢者等避難) 発令時	・登園後に発令された場合は、休園となります。避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。 ・保育時間外に発令された場合、解除されるまで休園となります。
警戒レベル 4 (避難指示) 発令時	同上
特別警報発令時	同上
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	・情報の内容により保育園は休園になる場合があります・ ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えに来てください。 ・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。
避難訓練	ルクミーのお知らせをご覧ください。

※愛知県の天気予報は西部東部と発表されますが、**名古屋市は「愛知県西部」**です。

また警報・注意報では**「尾張東部」**で発表されます。

※警報発令時以外でも、地域的に危険がある場合は登園を見合わせてください。

※各種注意報発令時は、通常通り保育を行います。

(2) 警報解除時の対応

解除時間	保育園の対応
当日、午前 6 時までに解除	当日、 午前 8 時より 保育を開始します
当日、午前 6 時～午前 8 時までに解除	当日、 午前 10 時より 保育を開始します
当日、午前 8 時以降午前 11 時までに解除	当日、 午後 1 時より 保育を開始します 登園する場合は 昼食を摂ってから 登園して下さい
午前 11 時以降の解除につきましては、解除時間より 2 時間後から 保育を開始いたします。 ただし、警報の解除が午後 4 時以降となった場合は、翌日より通常通り保育を行います。	

※登園時に天候の悪化が見られ、警報等が再び発表された場合や、大雨による浸水の恐れがある場合、園児の安全を図るため、お迎えをお願いする場合がございます。予めご了承ください。

※警報発令時等につきましては、テレビやラジオ、インターネットの気象情報等に注意して下さい。

また、**ルクミーよりメール配信をします**ので確認をお願いいたします。

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 ・誘 導 灯 ・緊急地震速報装置 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
非常災害用備蓄	・飲料水（１人１日あたり３リットル）・非常用食料・離乳食・粉ミルク ・応急手当セット・懐中電灯・携帯用ラジオ・ヘルメット・軍手・防寒具 等
避難訓練	・月に１～２回実施 (地震、火災、洪水、不審者、SIDS 等)

14・要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 本部 外山 智 ・受付担当者 園長 吉田 てるみ ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電 話 番 号 052-715-8871 ・F A X 052-715-8872 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第 三 者 委 員	社会福祉法人 理事長 奥野 敏夫	電 話 番 号	048-764-8149

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15・虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

16・守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

17・保健衛生

(1) 医師による健康診断(年 2 回)

歯科医師による歯科健診(年 1 回)

身体測定(毎月 1 回)

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話ください。

保育中に体調の変化が著しい時は、連絡をさせていただきます。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、登園許可の医師証明(意見書)や登園届 の提出をお願いします。

(5) 与薬について

保育園での与薬については、やむを得ない場合に限り保護者からの与薬依頼に基づきお薬をお預かりいたします。病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、保育園に通っていることを医師に話し、朝・夕 2 回の服用にすることが可能かどうかをたずねてください。

① 与薬依頼について

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、登園した時に、保育園にある与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、薬の説明書と 1 回分の薬を（記名して）職員に手渡してください。

② 外用薬についても同様です。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。



保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願い致します。

- ① 園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

A 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ・新型コロナウイルス	症状がある期間（発症前 24 時間前から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した 5 日間を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで（乳幼児）
風疹	発疹出現前 7 日から後 7 日間位まで	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症後 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まりかつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師のより感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

B 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後の 1～2 日間	抗菌薬内服後 24 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後の数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウィルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢などの症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウィルスを排泄しているので、注意が必要）	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響なく普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している間	水疱と同様
突発性発疹		解熱して機嫌が良く全身状態が良いこと

C 場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症（登園許可届は必要としない）

病名	感染しやすい期間	登園の目安
伝染性化膿疹（とびひ）	湿潤な発疹がある間	皮しんが乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること（皮しん、痂皮が湿潤している間は接触による感染力が認められる）
伝染性軟属腫（水いぼ）		掻き壊した傷から、浸出液が出ている時は被覆すること
頭じらみ症	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

※ その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状があるとき

18・当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席をする場合又は登園が遅れる場合は、理由をそえて午前8：30までにルクミー登降園システムにてご連絡ください。
お迎え時間等変更の場合	お迎え時間、お迎えの人が変わる場合は、園まで電話連絡をお願いします。
登園時間・おやつ等の提供について	朝9時までに登園してください。乳児は9時を過ぎた場合、朝おやつを提供はできません。病院等で遅刻の場合11時30分以降の登園は給食の提供ができません。昼食を摂ってから登園をお願いします。
保育時間について	保育時間は行き・帰りの通勤時間で決まります。兄弟の習い事の送迎、買い物、家事等を済ませてからの迎えは該当しません。 仕事の都合で保育時間を変更する場合は必ず園長、担任にお申し出ください。場合によっては役所届が必要な場合もあります。
発熱時等のお迎えについて	園で発熱した場合、37.5℃でご連絡します。38℃が出た時点でお迎えをお願いしていますが、体調がすぐれないなどお子様の様子によりお迎えをお願いする場合があります。ご協力お願い致します。
土曜希望保育について	申し込み書の提出が必要です。申し込みの締め切りは前月の20日までとなっています。
緊急連絡について	お子様の急な発熱、ケガなどの際に連絡が取れないことのないよう、よろしくお願いします。連絡が取れやすい順位で緊急連絡カードの記入をお願いします。 連絡先(職場・携帯電話)の変更があった場合には速やかにお知らせください。
ルクミーノートについて	欠席・遅刻の連絡なども8：30までに理由をそえて提出してください。 乳児クラス（ひよこ・うさぎ・ぱんだ）は毎日の子どもの様子をお知らせします。ぱんだ組は給食の記入が“主食”のみになります。連絡欄にお家での様子を記入してください。 幼児クラス（ぞう・きりん・らいおん）は毎日の子どもの記入はありませんがクラスより配信される“おたより”をご覧ください。 園だより、献立、クラスだより等配信おたよりを見られましたら確認ボタンを押してください。
玄関施錠について	電子錠になっています。必ず施錠された音を確認してから出入りしてください。 開いていると子どもが飛び出す恐れがあります。ご注意ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギー事故や誤飲を防ぐ為、飲食の持ち込みはしないでください。
活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行い

	ます。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。
防犯カメラについて	当園では、万が一の事故発生時の原因究明を容易・可能とすることで、園児及び保護者が、安心して当園を利用できるようにするために、園内、園外に防犯カメラを設置しております。

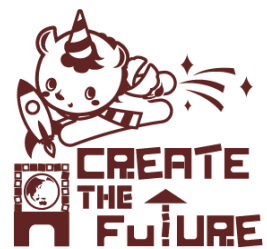
19・提出していただくもの

	提出書類	提出先
1	児童記録票Ⅰ・Ⅱ(ピンク)	保育園
2	重要事項説明書についての確認書	
3	(独)日本スポーツ振興センター災害共済同意書	
4	個人情報の取り扱いに関する同意書	
5	ルクミーご利用にあたっての同意書	
6	緊急連絡先カード	
7	予防接種記録票	

※他入園資料一覧をご参照ください

20・留意事項

- (1) 当該しおりの内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前にご説明いたします。
- (2) 保育園でのお子様の生活がより楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては、保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。



当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：スクルドエンジェル保育園ひとつやま園

説明者職名：園長 吉田 てるみ

私は、本書面に基づいてスクルドエンジェル保育園ひとつやま園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

園児氏名：

入所園児との続柄：

